

LGBT法 連合会

パワーハラスメント指針における 適切な SOGI ハラ対策の法制化を求める声明

性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する
法整備のための全国連合会（略称：LGBT法連合会）共同代表一同

（団体 URL：<http://lgbtetc.jp/>）

2019年11月21日、政府は「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（案）」（以下「指針案」という）の意見募集集、いわゆる「パブリックコメント」を開始した。指針案は、厚生労働省審議会雇用環境・均等分科会における審議を経た内容である。指針案は、性的指向・性自認に関するハラスメント（以下「SOGIハラ」という）や、性的指向・性自認に関するハラスメント（以下「アウェイティング」）をパワーハラスメント対策の対象に位置付けるとともに、性的指向・性自認を機微な個人情報やプライバシーと位置付けている。性的指向・性自認に関する国との取り組みとして、初めて法を背景とした取り組みの義務付けている内容であり、一定評価できるものである。ただ、パワーハラスメントとなり得る範囲が狭いと懸念がある部分もあり、遺憾な点も指摘せざるを得ない。

指針案は、パワーハラスメントに該当すると考えられる例を、6類型に分けて示しており、「精神的な攻撃（脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言）」に「人格を否定するような発言を行うこと。相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を行うことを含む」と示した。加えて、「個人の侵害（私的などに過度に立ち入ること）」に「労働者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報をついて、当該労働者の了解を得ずして他の労働者に暴露すること」を示した。このアウェイティングに関する例示については、「機微な個人情報を暴露することのないよう、労働者に周知・啓発する等の措置を講じることが必要である」と示すとともに、「相談者・行為者等のプライバシー」には、性的指向・性自認」等が含まれると明記、必要な措置を義務付けている。

指針案は SOGI ハラを例示に留め、私たちの求めたパワーハラスメントの内容に SOGI ハラやアウェイティングを位置付け、明示するだけではなくかった。また、国会で答弁のあった「仕事からの排除」や、当事者が特に職場で苦しむ、アウェイティング以外の「個の侵害」（交際相手について除外に問う、ライフスタイルやそれに伴うキャラリア展望を執拗に問う等）などの例示も見送った。加えて、指針案例示の「相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動～」のうち、私たちが求めた「相手」の削除はこれを退けた。これにより、特定の相手に対する言動ではないもののうち、関係者がいると知らずに行われた SOGI ハラは、パワーハラスメントに該当しない解釈となり得る。職場で差別や偏見を受ける懸念から、カミングアウトできない当事者が極めて多い状況下において、不十分な内容であると言わざるを得ない。改めて指針案から「相手」を削除するよう強く求めたい。その他、パワーハラスメント対策の措置義務や、就活生、フリーランス、インターネットへのハラスメントやカスタマーハラスメントに、SOGI ハラ対策やアウェイティング対策が含まれる旨がわかりづらい記載である点など、今後の運用に対する懸念も指摘したい。

LGBT 法連合会は、今回の指針案を実効的なものとするため、賛同団体をはじめとして、広くパブリックコメントの提出を呼びかける。多くの当事者や関係者に意見の提出を促すことを通じ、指針案をより良いものに改善し、当事者やその家族や友人などの関係者一人一人の日常生活に着実に届く施策となることをめざして、全力で取り組みを進めていく。

以上

パワーハラスメント指針の議論が進んでいます。「SOGIハラ」の防止対策が義務付けられる方向となっていますが、どういう場面で「SOGIハラ」は起くるのでしょうか？

①相手が当事者の場合

お前ホモかよ



②相手が非当事者(?)の場合

お前ホモみたいだな



当事者に対する性的指向や性自認に関する侮蔑的な言葉は、もちろん SOGI ハラに該当します。

SOGI ハラは LGBT の当事者だけでなく、非当事者や、カミングアウトしていないなくして当事者が分からいい人に對しても行われることがあります。

③当事者がいると分かっている場合で、当事者以外に対して行われる場合

お前ホモかよ 僕は違いますよ～



当事者がいるとわかっている場で行われる「ホモネタ等」はもちろん SOGI ハラに該当します。

僕が当事者と知っているくせに...。

厚労省が発表した「指針案」には「相手の性的指向や性自認に関する侮辱的な発言」が例示されており、どうやら①～③が指針の求める「雇用管理上の措置」の対象となるようです。

多くの LGBT の当事者はカミングアウトしていない現状。
一番よく起きている「飲み会のホモネタ」などは「雇用管理上の措置」に入らないことになってしまふのかな…？

本来「SOGIハラ」と言えるはずの以下の場合は、指針の求める「雇用管理上の措置」の対象外となってしまうようです。

資料3-1

④その場に当事者がないと認識されていて、実際はいる場合

お前ホモかよ 僕は違いますよ～



当事者がいないと認識されている場合の「ホモネタ等」も、その場にいるかもしない当事者は被害を被ることになります。
多くのLGBTにとって直面しやすいSOGIハラがこのパターンです。

「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関する問題に関して 雇用管理上講すべき措置等に関する指針（案）」に関する声明

2019年12月5日

協同組合日本俳優連合
日本マスコミ文化情報労組会議(MJC)フリーランス連絡会
一般社団法人プロフェッショナル&パラレルキャリアフリーランス協会

2019年11月20日、厚生労働省労働政策審議会雇用環境・均等分科会における議論をもとに、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講すべき措置等に関する指針（案）」（以下、指針案）が出されました。フリーランスへのハラスメント対策については、12ページの「6」に、「ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化を示す」ことに加え、「相談があつた場合には、その内容を踏まえて、4の措置（雇用労働者を対象とする事業主が講ずべき措置のこと）*も参考にしつつ、必要に応じて適切な対応を行うよう努めることができます」という文言が入ったことは一歩前進だと思います。しかし、「望ましい」との表記では実効性あるハラスメント対策とはなりません。さらなる修正を求めます。

1、参議院附帯決議九では、「2 自社の労働者が取引先…等に対して行ったハラスメントも雇用管理上の配慮が求められること」を明記することと書かれています。私たちは、2019年9月9日付「フリーランスへのハラスメント防止対策等に関する要望書」（厚生労働省、ならびに労働政策審議会の委員にも提出）、および10月23日付『指針の素案』に関する緊急声明において、この附帯決議を適切に指針に反映させてほしいと訴えてきました。同内容を求める署名も、12月5日時点で9,975筆集まっています。また、11月21日の審議会の議論の中でも、労働者側委員から「『望ましい』というのではなく、雇用管理上の配慮義務にすべき」といった意見が出されました。しかし、この国会での附帯決議ならびに私たちの声が指針案に十分には反映されていません。

2、私たちは、今夏、「技能開発・芸能関係者へのハラスメント実態アンケート」調査を行い、その結果を9月10日に記者会見で発表しました。厚労省、労政審の委員にも、お渡ししております。調査結果では、いかにフリーランスへのハラスメントが多く発生しているか、ハラスメントによって就業環境が害されたり苦痛を与えられたり健康が損なわれているかが明らかになっています。調査結果の「誰からのハラスメントか？」との質問には、「発注者・取引先・クライアントの従業員、経営者」との回答が上位を占めています。まさにこれは、仕事上の「発注者」という優位な関係を背景としたハラスメントであり、発注者企業の事業主が雇用管理上の配慮または措置を講じない限り、つまり事業主に何らかの「義務」を課さない限り、フリーランスへのハラスメントを防止することはできないということです。とりわけ、フリーランスは労働局などの行政の窓

例え当事者がその場にいないとしても、当事者の家族や友人がいる人もおり、被害を被ることになります。

お前ホモかよ 僕は違いますよ～



ちなみに「指針素案」では…



お前ホモかよ



辛い…。

なのに、「SOGIハラ」については「本人以外」に対するハラスメントが当事者が周囲にいると行為者が認識していないければ「対象外になってしまいます。

ゴミ箱を蹴るなどの行為は、「本人以外」に対してもパワハラに該当します。

当事者がいることを前提に、職場の「SOGIハラ」をなくしていく必要があります。指針には「SOGIハラ」の①から⑤すべてのパターンが含まれるべきです。

口も使えない状況で、現状では相談先がありません。また、調査結果では「ハラスメントを相談しなかった理由」の上位に「仕事がなくなるなど不利益を被る恐れ」があがっています。相談体制の整備に加え、「不利益取り扱いの禁止」なども「義務」として明記されない限り、フリーランスは相談することすらできなってしまいます。

内閣府の調査では、フリーランスは341万人といわれています。すでに私たちは社員と共に働き、それぞれの業界を支えています。今後も増えるであろうフリーランスの就業環境を整えるためには、ハラスメント問題への対処を欠くことはできません。フリーランスへのハラスメント対策を実効性あるものにするために、指針に「事業主の雇用管理上の配慮義務」または「同階層義務」と明記することを求めます。

現在、政府は、指針についてのパブリックコメントを募集しています。締め切りは12月20日です。今回の指針案をより実効性のあるものとするため、多くの当事者や関係者に意見を提出していただきたいと願います。私たちは、指針案をより良いものに改善するために、みなさんと共に取り組みを進めていきたいと思います。

(*) 4) の措置(雇用労働者を対象とする事業主が講ずべき措置の内容)とは:

- (1) ハラスメントを行ってはならない旨の方針等の明確化及びその周知・啓発
- (2) 相談に応じ、適切に対応するためには必要な体制の整備
- (3) ハラスメントが起きた後の迅速かつ適切な対応
- (4) プライバシーの保護、相談したことなどを理由とする不利益を取り扱いをしないこと

リンク：指針案

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku/11909500/000568624.pdf>

リンク：バブコメ提出先

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/PublicCLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495190288&Mode=0>

【フリーランス・芸能関係者のハラスメント対策のバブコムにあたり、声明を出しました。】

フリーランス（芸能関係者を含む）のハラスメント対策開述べるパブリックコメント指針である「事業者が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針等の一部を改正する件（案）」について、政府がパブリックコメントの募集を開始しました。（締め切り：12月20日）。

私たちは今夏ハラスメント実態調査アンケートでご協力いただいた1218名の声を厚生労省に届けて参りましたが、労働政策審議会で出した最終的な指針案は「対策を講じることが望ましい」という、かなり拘束力の弱いものになってしまっています。

指針は、国が啓発や相談対応などの具体的な取り組みを企業に義務付けるものですが、フリーランスに関しては、「階層義務」でもなく「配慮義務」でもなく「望ましい」との表記になっており、これではハラスメントが横行している当事者の実態に合わない施策であり、問題があると言わざるを得ません。

労働政策審議会の議論では、経営者側委員から「（フリーランスを対象にすると）対象が広がり過ぎて現場が混乱する」「（どういう人からどんな事例が持ち込まれるかわからないので）ハラスメントかどうかの判断が困難」などの発言が出されました。だからこそ、具体的な措置が作成されようとしているのではないか。ハラスメントは人権問題であり、雇用されているか・いないかによって対策を講じるかどうかを分けるのはおかしな話です。

ぜひ多くの方から、フリーランスに対して、法的拘束の力のある「階層義務」、あるいは少なくとも「配慮義務」と明記されなければ、長く無法地帯であった現場が変わらない、との意見を出してもらえればと思います！

もう一押し、フリーランスへの実効性のある対策が指針に盛り込まれるよう頑張りましょう！

2019年12月9日

厚生労働大臣 加藤勝信 殿

特定非営利法人 移住者と連帯する全国ネットワーク
代表理事 烏井一平
東京都台東区上野1-12-6 3F
TEL 03-3837-2316/FAX 03-3837-2317

「ハラスメント指針案」に「レイシャルハラスメント」を明示することを求める要望書

日本で働く外国人労働者は増加傾向にあり、2018年には過去最高の146万人を超えるました。この数は、今年度より始まった外国人労働者の受け入れ拡大により、今後一層の増加が見込まれます。また、帰化者、国際結婚の子どもをはじめとする外國ルーツの日本国籍者や、民族的マイノリティの背景をもつ労働者も合わせれば、相当な数に上ります。

外国人や民族的マイノリティの労働者は、職場において差別やハラスメントを日常的に経験しています。法務省行った「外国人住民調査」(2016年)によると、「過去5年の間に、日本で外国人であることを理由に侮辱されるなど差別的なことを言われた経験」がある者の割合は29.8%で、そのうち38%が「職場の上司や同僚・部下、取引先」からの差別的言動を経験しているとの報告がされています。また、「過去5年の間に仕事を探したり働いたりしたことのある」外国人住民のうち、25%が「外国人であることを理由に就職を断られた」、19.6%が「同じ仕事をしているのに、賃金が日本人より低かった」、17.1%が「外国人であることを理由に、昇進できぬといいう不利益を受けた」という差別を経験しています。

さらに、当団体で集約したところでは、当指針案に示される、「職場におけるパワーハラスメントに該当すると考えられる」6類型の事例に該当するようなケースが数多く存在しています。(資料参照)。その多くは、人種、民族、国籍等の違いを理由とした「レイシャルハラスメント」です。私たちとは、日本で働く外国人労働者の権利と尊厳の保障に取り組む立場から、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上離すべき措置等についての指針案」(以下、「ハラスメント指針案」と略)にレイシャルハラスメントの観点を含めることを求め、下記のとおり要望します。

● 職場におけるパワーハラスメントを定義づける3つの要件に対する要望

厚生労働省より示されている指針案では、「(1)職場におけるパワーハラスメントは、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害さられるものであり、①から③までの要素を全て満たすものをいう。」と定義づけられていますが、そもそも外国人や民族的マイノリティの労働者の場合、通常の職位上の上下関係に加え、日本人の同僚、そして部下との関係においても人種、民族、国籍の違い、また、日本語を母語としない場合も多いなどの事情により労働に置かれることが少なくありません。こうした状況から、指針案に示されている3つの要件すべてを満たしていないければハラスメントと認めないと定義づけることは、労働に從事するには耐えがたい程度に相当するハラスメントに遭遇する労働者に關して、教済の可

能性を挙めることができます。以上の理由から、職場において労働に置かれることが多い外国人や民族的マイノリティの労働者の立場を考慮して「①優越的な関係を背景とした言動」が含まれていれば、ハラスメントと認めるよう要望します。

また、「優越的な関係を背景とした」言動」として、「同僚又は部下からの集団による行為で、これに抵抗又は拒絶することが困難であるもの」と明示されていますが、外国人および民族的マイノリティの労働者は、人種、民族、国籍の違い、また、日本語を母語としないこととも多いなどの理由から、たとえ「集団による行為」でなかったとしても、「同僚又は部下からの」行為で「抵抗又は拒絶することが困難であるもの」はあり得ると言えます。こうした事情から「集団による」の記述の削除を求めるべきです。

また、ハラスメントを定義づける3つの要件のうちの一つである「③労働者の就業環境が害されるもの」についての判断にあたっては、「平均的な労働者の感じ方」、すなわち、同様の状況で当該言動を受けた場合に、社会一般の労働者が、就業する上で看過できない程度の支障が生じたと感じるような労働者を指すのが極めて不明瞭であり、とりわけこうした記述は、外国人、民族的マイノリティの労働者であるかどうかを基準とすることが適當だと示されていますが、「社会一般の労働者」とはどのような労働者を対象に含まれていないような印象を与えること、また、「平均的な労働者の感じ方」がどのようなものが対象に含まれないものの、少なくともいわゆる日本の文化・慣習を有さない外国人や民族的のそれを意味するのかわからぬものの、少なくともいわゆる日本の人種・民族的マイノリティの労働者の感じ方方が考慮されているとは想像しにくいくから、「平均的な労働者の感じ方」を基準とする旨の記述は削除し、労働者の感じ方については「個人差」に配慮すべきであると明示することを求めるべきです。

● 「職場におけるパワーハラスメントに該当すると考えられる」例について
指針案においては、「職場におけるパワーハラスメントに該当すると考えられる」例として、イからロまでの6事例が示されていますが、日常的に職場におけるパワーハラスメントを受けやすい外国人、民族的マイノリティの労働者の状況を考慮した事例としては極めて不十分です。概要には、「個別の事案の状況等によって判断が異なる場合もあり得ること、また、次の例は限定列举ではないことに十分留意し、4(2)口にあるとおり広く相談に対応するなど、適切な対応を行うようになります」が必要である」と示されていますはいるものの、指針に外国人や民族的マイノリティの労働者を想定した事例が含まれなければ、外国人や民族的マイノリティの労働者らが、自らの遭遇するハラスメントをハラスメントとして認識し、救済を申し立てることは困難です。以上のことから、明示されている事例に關し、以下のことを求めます。

(1)「ロ 精神的な攻撃（脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言）(イ)該当すると考えられる例 ① 人格を否定するような言動を行うこと。相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を行うことを含む。」に關し、「人格」と並列して「属性」を含めること。「相手の性的指向・性自認」と並列して「人種、民族、国籍等」を含めること。

(2) 上記ロに関し、「日本語能力等を理由とした名譽棄損、侮辱、ひどい暴言を行うこと」を追加すること。
(3) 上記ロに關し、「在留資格を理由として脅迫を行うこと」を追加すること。
(4) 「ホ 過小な要求（業務上の合理性なく能力や経験とかかれた程度の低い仕事を命じることや仕事と与えないこと」に關し、「人種、民族、国籍、あるいは母語の違い等を理由として業務から外したこと、業務量を減らして待遇に影響を与えること」を追加すること。

- (5) 「へ 個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）」（イ）該当すると考えられる例 ① 労働者を職場外でも継続的に監視したり、私物の写真撮影をしたりすること。」に関し、事例として「バスポートや在留カードの取り上げ」を追加すること。
- (6) 「へ 個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）」（イ）該当すると考えられる例 ② 労働者の性的指向・性自認や病歴・不妊治療等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露すること。」に関し、「性的指向・政治人や病歴、不妊治療等」と並列して「人種、民族、国籍等」を含めること。

外国人労働者が遭遇するパワーハラスマントハラスマント (レイシャルハラスマント)事例

特定非営利活動法人 移住者と連帯する全国ネットワーク

- （5）「へ 個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）」（イ）該当すると考えられる例 ① 労働者を職場外でも継続的に監視したり、私物の写真撮影をしたりすること。」に関し、事例として「バスポートや在留カードの取り上げ」を追加すること。
- （6）「へ 個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）」（イ）該当すると考えられる例 ② 労働者の性的指向・性自認や病歴・不妊治療等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露すること。」に関し、「性的指向・政治人や病歴、不妊治療等」と並列して「人種、民族、国籍等」を含めること。

- 指針案に明示されている以外の事例について

事例イ～へに示されるような事例に示されているような状況の他にも、外国人及び民族的マイノリティの労働者は日常的に深刻なハラスマントの脅威にさらされています。

当団体で集約した事例の中には、資料「外国人労働者が遭遇するパワーハラスマントハラスマント（レイシャルハラスマント）事例」の「ト その他」で示している通り、国籍等を理由とした差別的待遇、また、それを雇用者が正当化するような発言、あるいは、職場環境において、「日本人」「外国人」の区別により使用するトイレを分けていた事例などがありました。「外国人」であることを理由に「日本人」のトイレを使用してはいけない、使用した場合に、公然と叱責されるというような、まるでアメリカの公民権運動の時代のような状況が現在の日本社会には存在しています。職場における「国籍による区別」による「差別」を一刻も早くやめさせるべきです。

また、外国人、民族的マイノリティの労働者が遭遇するハラスマントのなかには、ハラスマントを引き起こす原因が「人種、民族、国籍」等の属性に起因していることを証明することがむずかしいケースも往々にしてあります。たとえ暴力行為があったとしても、暴力と属性の間の因果関係を証明することは簡単ではありません。そのため、外国人、民族的マイノリティに対する日本人の優位性という観点を含んだ事例を十分に明示することは有効かつ重要なことです。

そうした問題の理解のために、「レイシャルハラスマント」を事例の中に含めることに加え、事業主が講ずべき防止措置の履行例にも「レイシャルハラスマント」を取り込むことを求めます。

- 外国人の権利保障を補完するためのスキームとしてのパワーハラスマント指針を

「人種、民族、国籍」が違ったとしても、労働者であればその権利が保障されることはです。が（労基法3条、22条4項、職安法3条参照）、実際のところ、外国人、民族的マイノリティの労働者は、日常的に、差別、ハラスマントに遭遇し、労使対等原則もなかなか担保されにくい状況にあります。

現在日本には、外国人住民権基本法のような、外国人も基本的人権を保障されていることを明示的にあらためて確認する法律は存在していません。また、外国人や民族的マイノリティに対する差別やハラスマントを規制・禁止する法制度・施策も確立されていないことから、被害は放置されています。

「外国人労働者」「民族的マイノリティ」の抱える課題とは、私たち社会の側の課題です。レイシャルハラスマントのない社会の実現に向けて、今回の指針により一人でも多くの外国人あるいは民族的マイノリティの労働者の救済がはかられるよう、パワーハラスマントの定義、また、その事例の内容と防止措置の履行例について再考することを強く求めます。

- 身体的な攻撃
 - 人種、民族、国籍等を理由とした身体的の暴力
 - 日本語能力不足等を理由とした身体的の暴力

事例			
国籍	在留資格	業種	事例
ベトナム	技能実習	建設	日本語が通じないから日本人へ社員から「体で指導する」として日常的に工具でヘルメットを叩く、殴る、蹴る等の暴行が加えられた。

- 精神的な攻撃

事例			
国籍	在留資格	業種	事例
カンボジア	技能実習	建設（水道管工事）	日本人従業員から連日、「バカ、アホ」「死ね」、「国へ帰れ」などの暴言を浴びせられた。さらに激しい暴行を加えられ、うつ病を発症、労災認定され現在も本国人にて治療中。（資料①）
フィリピン	介護	介護施設利用者から「くろんぼ」と呼ばれている。	
中国	日本人配偶者等	介護	介護施設長から「中国人はお金のことばかり言う」と言われた。

ハ 人間関係からの切り離し

事例			
国籍	在留資格	業種	事例
中国	永住	サービス	職場では中国語を話すな」と言われた。
中国	技術人文国際（通訳）	水産加工	職場で禁じられていた日本人従業員との会話をしたとして、解雇された。
インドネシア	技能実習	水産加工	入国後講習中に「日本語ができない」という理由で、本人の意に反して強制帰国させられた。

1 「強制帰国」とは、実習半ばに、実習生が意に反して監理団体や会社（実習実施者）、あるいは送り出し機関などにより強制的帰国させられる行為である。強制帰国が実行される際は、実習生は外部との接觸が制限され、身体を拘束され、空港へ運行される。

以上

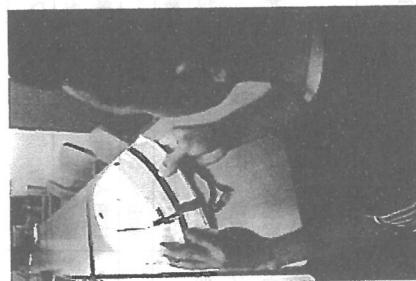
二 過大な要求

- ・勤務時間以外に使用者の私的な用務に従事させること

国籍				在留資格				業種				事例			
中国		技能実習		縫製				半身不随状態の社長の介護や身の回りの世話（オムツ替え、食事作り、掃除、洗濯等）をさせられた。							
中国		技能実習		縫製				勤務時間外に社長にマッサージをさせられた。							

六 過小な要求

- ・日本語能力の不足を理由に業務から外すこと
- ・差別的に残業させず、他の者に比べて収入減少をもたらすこと
- ・宗教上の行為を不当に制限すること（定期的な礼拝を制限すること等）



村上晃一 2017年9月13日07時19分

シリーズ：その他

外国人技能実習生にパワハラ、うつ病発症を労災認定

国籍				在留資格				業種				事例			
台湾		留学		コンビニ				客から「日本語がわからないから日本人に代わられ」と言われた。							
								(資料②)							

へ 個の侵害

- ・会社外の日本人と接触を禁じること
- ・労働者の国籍や人種、ルーツについて、本人の同意なしに、他者に開示すること
- ・宗教上の行為を不当に制限すること（定期的な礼拝を制限すること等）

国籍				在留資格				業種				事例			
フィリピン		技能実習		農業				職場の連絡先を日本人の知人に伝えると、ルールを破ったとして、知人らとの接触を禁止された。							
インドネシア		特定活動(EPA)		看護				看護師資格の国家試験の会場で、宗教上の理由から着用しているスカート（シルバフ）を監督員にめくられた。（資料③）							

ト その他

- ・職場環境における、国籍を理由とした設備の分離

国籍				在留資格				業種				事例			
中国		技能実習		縫製				職場でトイレが「日本人用」と「中国人用」に分かれていた。ある日、急を要していたため「日本人用」を使用したら社長からひどく叱られ、さらに階の前で注意された。（資料④）							
ベトナム		技能実習		水産加工				残業代の割増分が払われていないことを会社に訴えたところ、経営者から「残業代を払うくらいなら、タイ人かフィリピン人を雇う」、「お金が欲しいならバーベで働け」などと暴言を浴び、残業代割増分の支給を拒否された。							
カンボジア		技能実習		縫製				最低賃金違反の業者代が1時間600円しか支給されず、中国人(800円)との差について問うと、会社は「カンボジアは物価が安いから」と言って応じようしなかった。							
インドネシア		特定活動(EPA)		介護				来日前の契約では寮の一人部屋の利用が約束されていたが、「インドネシアでは大家族だからいいでしょう」と言われて、一緒に来日したインドネシア人たちと同じ部屋にさせられた。							

アピタル：ニュース・フォーカス・その他>

<http://www.asahi.com/apiタル/medicalnews/focus/> (村上晃一)

イスラム女性のスカーフをめぐる

今月18日に全国で行われた看護

に送るよう指示した。

今月18日に全国で行われた看護師国家試験で、経済連携協定（E.P.A.）で来日したイスラム教徒の女性受験者に対し、監督員が頭部を覆うスカーフを不正行為防止のためとしてめぐり上けるなどしていたことが分かった。厚生労働省は今回初めて試験運営を民間会社に委託しており、「不適切な対応だった」として29日、この会社に謝罪文を約400人の受験者全員

看護師試験の監督員

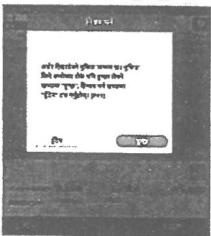
医療省によるもの、したがっては少なくとも愛知、香川県内の会場であった。EPAの受験生が集められた教室で、試験開始前に監督員がインドネシア人ライスマラム教の女性に対し、着用しているスカーフをめぐり上げたり、首元

試験運営を委託したのは東京都内の会社で、取材に「マスクやひざかけなどを使う場合と同様に対応した」と説明した。だが、この事態を知った厚労省は「宗教上の配慮を欠いた不適切な対応」と判断した。

生活

働く外国人 差別どう防ぐ

接客業で多く 暴言や嫌がらせも



労働者に選ばれる国へ

山口：いわゆる外国人の立場で、日本語を「日本語＝日本文化」の範囲に捉えようとする著者、芹沢健介氏によると、日本語は日本語の勉強になるので、留学生にとっては結構大変な言語だ。しかし、日本語を勉強するうえで、日本語を「日本文化」の範囲で捉えようとする立場は、過酷な環境なのも事実だ。誰も助けてくれない、失敗するのも事実だ。

・行政指導に向け条例案
・ローン、来日前に研修

不合理的な點を指摘する。しかし、その多くは日本語の表現が誤りで、本筋の論議とは関係ない。たゞ、この「不合理的な点」の中には、必ずしも日本語の表現が誤りで、本筋の論議とは関係ない。たゞ、この「不合理的な点」の中には、必ずしも日本語の表現が誤りで、本筋の論議とは関係ない。

試験運営を委託したのは、内
内の会社で、取材に「マス
さかけなどを使つ場合と同
心した」と説明した。だが、
事態を知った厚労省は「審
配慮を欠いた不適切な対応
断した。
(松)

© 朝日新聞社 無断複製転載を禁じます。
すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されます。

バーチャルケース

A black and white photograph capturing a moment of intense interaction. A person is lying face down on a surface, their body angled slightly to the right. A large, dark, shadowed hand reaches down from above, its fingers spread wide as if grasping or about to grasp the person's back or shoulder. The lighting is dramatic, creating strong shadows and highlights that emphasize the texture of the skin and the power of the hand. The overall mood is one of tension, vulnerability, or perhaps a struggle.

卷之三

日本人技能実習生の変遷

彼女たちに馴染みの職業を聞くと、えせるのではないか?」と、結果を出しきた女性、責任感が強い女性はそう信じて、心身の闇界まで自分を追い込んでしまいます。ましてや彼女たちの忍耐力は弱いのです。強さの背後には、軟體が容易でない技

一般労働組合が技能実習生間

相談件数の絶対数であり、相談件数の変動を示す指標である。その内容は長時間による労基法違反、地方最低賃金に下回る時給しか支払わない、最女性が占める割合は、現在では100%である。相談件数は法違反が、彼女たちの置か

用、学費。彼女たちが、日本から1でも多く稼いで送金しようとしている

ワン・ジャニーンのケース

私は、1971年江蘇省張家港市で生

六書

その後は河北省石家庄の絵画専門学校で学び、郷里の看板製作会社に就職しました。美しいもの、人に喜ばれました。

「うーん、自分に小声をかまわせ。」
おじいちゃんがおじいちゃんの手を握り、おじいちゃんの顎をさすった。

の頃、縫製職人だった叔母が、縫製技術を学んで自分の店を持つた方がいいと私に勧めてくれました。私は叔

母の元で2年間修行し技術を身に付けました。当时、親友が既に日本で働いており、私も海外で働くことは、当たり前のことだと答えていましたから、33歳の時にニカラグアに渡り、織工場で働くことにしたのです。

夫もシンガポールへ出稼ぎに行くついたので、息子は兄がみてくれることになりました。36歳で帰国し、今度は夫のいるシンガポールに渡りました。ここではメーキュンの製造工場に勤めました。2016年8月に技能実習生として日系、岐阜市で働き始めました。私は、45歳で若くはなかつたけれども、健気でした。先輩たちと一緒に朝7時に出勤し、21時までの残業をこなしていました。

また、ミシン針が折れてしまうことがあります。もちろん折れた針を必ず死に探しりますが、見つからなかつた時も、皆の前に残業禁止を申し渡されました。私は優れ果てて、心も届き、手口が口の状態でした。努力しても努力しても、叱られました。どんなに弱っていても、皆に迷惑をかけないようにが強張りかもしれません。残業禁止处分を受けるしかありません。

夫もシンガポールへ出稼ぎに行くついたので、息子は兄がみてくれることになりました。36歳で帰国し、今度は夫のいるシンガポールに渡りました。ここではメーキュンの製造工場に勤めました。2016年8月に技能実習生として日系、岐阜市で働き始めました。私は、45歳で若くはなかつたけれども、健気でした。先輩たちと一緒に朝7時に出勤し、21時までの残業をこなしていました。

また、ミシン針が折れてしまつたのか?と自問自答は過繩り返していました。アイロンアッセは過酷でした。1枚を何分で仕上げられるかが要求され、常に「早く済む!」と追い立たれました。3班の織製グルーバが遅ったものを私一人でアイロンがけをするのです。

私は、必死に3班分のアイロン作業をこなしましたが、「少しでも遅れると【お前の中で作業が止まつた!】と叱られ【織製班が頑張っているからお前の給料が出ていく】と責められてしまひます。次第に織製班の私を白い目で見るようになっていました。本当に悲しく、辛く、「何でこんなことに」という考えが頭を離れず、一人で寮にいる時、は寝ようかと睡眠薬を飲んだ

働き方改革？ 気つておいただろう！」と叱られました。 さらに社員は終日口に唇の筋で、私が

るところをさせられなくなるので、いつも緊張していました。「お前は失敗した！ 残業なだ！」と皆の目前で宣告されるのは、とても恥ずかしく辛いでした。N社では一度の失敗でも解されません。私はある時、スクートの左側につけるクリーニング表示タグを、床だけ、右側につきてしまったことがあります。この失敗に対する処分は1ヶ月間の残業禁止でした。

そのときに近づいていたN社の内野さん（当時）の方を表しているように見えるのですが、精神的にはなかなかないので、この時は「精神病ではないが残業だ」と生産性を上げているからね。最短だったてちゃんとおしゃべりしている。と脳を握りつつ、彼女の発言には一羽の責任はない」と強調する。「自分で勝手に選択した部品」であるかのような扱いをやめさせ、実際に専門ある働き力と生産性向上の両立を可能にするには、使用者側の意識改革とともに低工賃に甘んじる醸製業界全体の意識改革を訴えるしかない。

資料 4 - 6

特定非営利活動法人 DPI(障害者インターナショナル)日本会議

Japan National Assembly of Disabled Peoples' International (DPI-JAPAN)

資料 5

- (2) 理由・背景
- 「障害に基づくハラスメント」を分類に銘記することについて、障害者雇用が「障害者雇用促進法」等、国の政策で進められている中、以下で述べるように、明らかに「障害」が理由と考えられるハラスメント事例が数多く報告されている。
 - 要請事項②と③について、いわゆる職場における上下関係がある典型的ハラスメントでない場合においても、障害のある者との者の一般的な関係性上、例えば障害のない同僚からもハラスメントを受ける可能性は大きいためである。
 - 障害のある女性については、「障害」と「女性」という属性が複合的に作用したハラスメントの被害を受けていることが事例からも明らかである。

厚生労働省大臣 加藤 勝信 殿

特定非営利活動法人 DPI(障害者インターナショナル)日本会議

議長 平野みどり

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」の指針への障害者・障害のある女性が受けるハラスメントについての要望

DPI 日本国議は、障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会を実現するための取り組みを進める全国95の加盟団体からなる障害当事者団体です。

さて、2019年5月29日に「労働施策総合推進法」が改正され、パワーハラの防止措置義務が盛り込まれました。現在、厚生労働省が本改正法に基づいて「指針」を作成しています。日本が批准した障害者権利条約では、第27条「労働及び雇用」で、障害者の労働の権利と労働環境整備を締約国に求めています。

(b)では「他の者との平等を基礎として、公正かつ良好な労働条件(均等な機会及び同一価値の労働についての同一報酬を含む。)、安全かつ健康的な作業条件(燃がらせからの保護を含む。)及び苦情に対する救済についての障害者の権利を保護すること。」とし、ハラスメントの防止と救済を求めています。

上記の観点から、労働施策総合推進法の指針において、障害者・障害のある女性が受けけるハラスメントを防止するために、下記盛り込んでいただけますよう要望します。

1. 改正労働施策総合推進法に基づき検討中の指針について

(1) 要望事項

- ① パワー・ハラスメントの分類のひとつが「障害に基づくハラスメント」である旨を明記すること。
- ② パワー・ハラスメントの要素としてある「優越的な関係に基づいて(優位性を背景に)行われること」について、マイナリティ属性である障害者に対しマジョリティ属性の健常者が「優越的な関係(優位性)」におけることを明記すること。

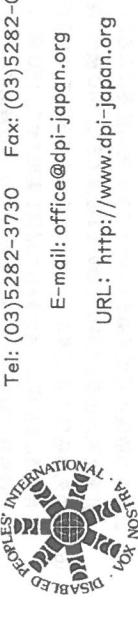
- ③ 上司から部下に対してはもちろん、同僚間、あるいは部下から上司に対してであっても、障害に関する否定的な言動はパワーハラスメントである旨を明記すること。

- ④ 障害女性に対する職場におけるハラスメントについては、障害と女性というハラスメントの事由になりうる複合性に特に留意し、取り組みを進める旨を明記すること。

- 障害女性が受ける差別は、障害にもとづく差別と性差別が複合している。これを障害女性が被る複合差別と呼ぶ。差別は掛け算的に深刻となり、転換した問題は、一方の差別に注目するだけでは解決が困難となる。国連が「2006年に採択した『障害者権利条約』もこの認識をもち、第6条「障害のある女性」に、人権を確保する措置の必要を明記している。
- しかし、障害に関する公的な統計はジェンダー集計が行われておらず、介助や相談の場で明るみに出る事例は守秘義務により公開されない課題である。また、複合差別という認識が周知されていない中で、障害女性自身、自分が受けている困難を複合差別と気づかない場合もあり、より問題化していく傾向がある。

- ジェンダー集計がなされた数少ない調査から、
*「障害者生活実態調査」(※1)
「仕事あり」と回答した人は、一般男性の約9割、一般女性の6割強、障害男性の4割強、障害女性は44%、そして障害女性弱だった。単身世帯の男性全体の年収を100とすると、女性全体は66、障害男性は44、そして障害女性

2019年10月8日



〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-11-8 武蔵野ビル5F

Tel: (03)5282-3730 Fax: (03)5282-0017

E-mail: office@dpi-japan.org

URL: http://www.dpi-japan.org

2. 障害に関連するハラスメントと考えられる事例

(1) 下肢障害の方の事例

「下肢障害で歩くのが遅いため、自分だけ希望しても外部の研修や取引先との打ち合わせに行かせてもらえなかった。歩き方がぎこちないのもあり一緒に外を歩くのが恥ずかしいと上司に言われた。また、社員全員が持つ事務所の鍵を「何かあつたら困る」と自分だけ配布されなかつた。上司や社長からはみんなの前で「お前」と呼ばれることがあります。毎日の通勤ラッシュでの電車通勤がつらいため少しだけ出勤時間をずらして欲しいといつ頼い出した際は「ただでさえお前に気を使っているのに自分だけ勝手なことを言うなんでも大変な出勤している」と社長に言われ、時間をすらしてもらえないかった。結果、退職した。」

(2) 精神障害の方の事例

「決まった時間に来られないことを前提にお給料も減額されているのに「みんなが迷惑している」「病気なのにえらそう」と飲み会の場で何度も言われた。お給料の減額システムについてメールで書面にして連絡してほしいと何度も書面にしてももらえず、詳細がわからず。みんなと同じくらい残業できるようにならないと評価に値しない」と、病気になつた直後のところより治療が進み今は他の人の7割程度勤務しているのに、病気になつた直後の減額のままお給料が増えない。」

(3) 視覚障害の方の事例

「体調不良で会社を休んだ後、会議室で、障害者利得を使って、どう言う言い方をされ叱責された。」

3. 障害者差別×女性差別=複合差別

(1) 問題点

障害女性が受ける差別は、障害とともに差別と性差別が複合している。これを障害女性が被る複合差別と呼ぶ。差別は掛け算的に深刻となり、転換した問題は、一方の差別に注目するだけでは解決が困難となる。国連が「2006年に採択した『障害者権利条約』もこの認識をもち、第6条「障害のある女性」に、人権を確保する措置の必要を明記している。

しかし、障害に関する公的な統計が行われておらず、介助や相談の場で明るみに出る事例は守秘義務により公開されない課題である。また、複合差別という認識が周知されていない中で、障害女性自身、自分が受けている困難を複合差別と気づかない場合もあり、より問題化していく傾向がある。

ジエンダー集計がなされた数少ない調査から、
*「障害者生活実態調査」(※1)
「仕事あり」と回答した人は、一般男性の約9割、一般女性の6割強、障害男性の4割強、障害女性は44%、そして障害女性弱だった。単身世帯の男性全体の年収を100とすると、女性全体は66、障害男性は44、そして障害女性

- は22であった。
- * 兵庫県「障害のある人への生活実態調査」(※2)
- 「男性と比較して、女性は賃貸等や公営住宅等の割合が高い。男女別で見ると、女性で1人暮らしあしている割合が高い。外出の状況は、男女別では、男性は半数以上(54.6%)が「ほぼ毎日」と回答しているが、女性は38.1%にとどまっている。就労の状況について、男女別では女性の就労率(福社的就労を含む)が低く、一般就労をしていても短時間労働の割合が高い。男性と比べて女性の収入が少なく、52.9%が5-10万円の層に集まっている。(男性は25.9%)
- このように、わずかに実施された調査から見ても、障害者の中でも性別による格差は顕著である。
- 就業率の低さと経済的困難は、障害女性が虐待や性的被害から逃れる妨げにもなっており、より立場の弱い障害女性への施策は急務である。

(※1)「国立社会保障・人口問題研究所」が2005-06年に東京都稲城市と静岡県富士市で行った「障害者の所得保障と自立支援施策に関する調査研究」(主任研究者:勝又幸子氏)。

(※2)ひょうご障害者福祉計画(2015年3月)
p61-71 2章「兵庫県の障害者手帳所持者 6700人に行なわれた調査(回収率42.1%)」
計画の策定にあたり、無作為抽出した障害者手帳所持者 6700人に行なわれた調査(回収率42.1%)

(2) 障害女性のハラスマントの事例

DPI女性障害者ネットワークは独自に障害女性の困難を可視化するため調査を行い、2012年複合差別実態調査報告書を発行した。就労の場での性的被害に関連した困難も多いが、障害女性の就労への意欲は高く、また自立した生活に必須であることを多くの回答が語っている。

- ① マッサージ師として働く職場で、休憩中、上司と2人きりになると後ろから抱きつかれて胸を触られた。白衣をぬぐられて下着に触られた事もある。(40歳代 視覚障害)
- ② 会社で自分の席へ向かう通路を外れて男性社員の席にぶつかった。それを見た上司が「お前、男性のにおいのする方へ近づいていくから、ぶつかるんだよ!」と言った。女性としての自分を汚されたような、自分が汚いもののように思えた。(40歳代 視覚障害)
- ③ 一人で営業する鍼灸の治療所で、初めて来た男性患者さんが治療室へ入り全裸になった。何とか治療をしたが、以後、男性患者が怖い。(50歳代 視覚障害)
- ④ ある企業の面接で、「うちは本当なら障害者は要らないんだよ。でも社会的立場上、面接くらいはしないといふね。だから期待しないでね。まだ男性で見た目に分からん障害やたらエエねんけどな~。一応は面接はしてあげたからもう良いでしょ。」と言わされた。(30歳代 肢体不自由)
- ⑤ 出産後の職場復帰で正職からパートになり、夫の扶養に入ることを勧められた。半年後、同じ職場の健常女性が出産した時は正職のまま復帰できた。(40歳代 視覚障害 難病)
- ⑥ 勤め先の病院で管理者から、「身体が不自由で子育てが大変だろ」と退職を勧められた。労働組合を通して抗議して就労を続け、増員も実現させた。(50歳代 肢体不自由)
- ⑦ 低血糖昏睡で眠り続けて「無断欠勤」になり、次は辞めてもらうことになった。(30歳代 難病)
- ⑧ 障害特性上作業が遅い。しかし勤めていた団体では、仕事を過剰に回す、ミスを厳しく追求するなどされた。(30歳代 発達障害)
- ⑨ 5年後に正社員にする約束で就職したが、7年後退職するまで嘱託のままだった。その間、私を障害

- 者雇用制度で雇用することで会社は恩恵を受けたと聞く。(50歳代 肢体不自由 言語障害)
- ① 障害女性だから無理して働く必要ないのでは?と周りに言われた。障害女性は経済的自立を前提とした自己実現が難しい。(30歳代 聴覚障害)

- ① 中学卒業後、職親の家に住み込んでお手伝いとして働かされた。いじめられだし、給料ももらえないかった。(60歳代 精神障害)
- ② 職場は、男性が私から見える位置で用を足したり目の前で平気で着替えたりする、男性を中心の差別的な環境だった。子どもがいたので、懸命に働いた。(30歳代 肢体不自由)
- ③ 就労をめざしているが、ルートは作業所しかない。近所には病院のことを言えず、親は「女は働けるだけで幸せだ」というが、作業所に合わせなくて家に引きこもっている。(40歳代 精神障害)

※Sさんの事例

Sさんは脳性まひで二人の娘を持つシングルマザーである。派遣社員として働いていた職場は男性ばかりだったが、周囲に慣れようと努力した。ある日、上司がら性的暴行を受けてしまう。「明るみに出したら次の雇用契約はない」という加害者の脅迫があり、Sさんは当初家族にさえ実話を言えず悩んでいた。ようやく会社の相談室に行なったものの、そこでセクハラといえる暴言を受け、二次的被害をこうむってしまう。加害者と会社を相手に裁判を起こし、彼女を支える会も結成された。高裁で上司の加害行為は認められたが、会社は雇い止めを通告。地位確認訴訟を起こしたが、敗訴した。

一連の裁判が終わり再就職活動を開始したが、数十社に断られ、面接時に「裁判をされた方ですよね」と露骨に言わされたことも少なくはない。Sさんは実名公表して裁判に取り組んだのだが、その影響をこの時思知られた。やっと再就職でききたが、PC業務と求人票にあったのに社内にはパソコンがないといった。手書きで作業するには身体に負担がかかり過ぎるため、やむを得ず私費で購入した。また、女性がお休みや掃除、来客接待をすることが当然という職場で、女性上司から「できなければ正社員になれない」とい」「障害者と書いて甘えている」と言われてしまつ。無理をして行なった掃除でケガをし、一年間休業した。労災申請やその後の復職について労働組合に相談したのだが、「同じ職場の人たちには、私が労働組合を入れたこともあって、会社側にケンカを売っていると勘違いされてしまつた。私はハ方書きがりの中を就労し続けても、全てに何の理解も無く、その努力すら窺えない会社で働く辛さに限界を感じ」と語っている。このような経緯で、仕事を辞めざるを得ない心身状態へと陥り、この職場も去ることになってしまった。

(3) まとめ

障害女性は異性介助、性と生殖に関する健康・権利の否定など、女性として尊重されていない。性的被害、低収入、性別役割の固定など女性が被る不利益は免れず、障害者差別の複合でより深刻になる。障害者施策は、そもそも性による不平等に認識がなく、女性のニーズに応えていない。

一方、労働・女性などの一般施策は、障害者の存在を想定していない。障害女性の複合差別解消に向けた法制度、施策が早急に求められる。